

赤穂市有料広告掲載の取扱いに関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年2月27日

赤穂市長 牟 禮 正 稔

赤穂市訓令甲第6号

赤穂市有料広告掲載の取扱いに関する要綱の一部を改正する要綱

赤穂市有料広告掲載の取扱いに関する要綱（平成18年赤穂市訓令甲第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「が作成する印刷物等」を「の公共物等」に改める。

第2条中「印刷物等」を「公共物等」に改め、「の各号」を削り、同条第2号中「赤穂市ホームページ」を「市ホームページ」に改め、同条第3号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 公用車

第4条第1号中「広報あこう」の次に「及び公用車」を加える。

第5条中「広告掲載料等」を「掲載期間、広告掲載料等」に改める。

第6条第1項中「毎年」を削り、「翌年度分（5月から翌年4月まで）の広告を広報あこう、赤穂市ホームページ」を「市広報紙、市ホームページ等」に改め、同条第2項を削る。

第10条第3項中「の作成」を「、広告物の作成等に要する」に改める。

第11条中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とする。

第12条第1項第2号中「広告原稿」の次に「又は広告物」を加え、同条第2項中「市長は広告媒体の編集・発行」を「市長は、広告の掲載」に改める。

様式第1号を次のように改める。

赤穂市有料広告掲載申込書

年 月 日

赤穂市長

申込者
住所(事業所所在地)
氏名(事業者名)
電話番号
担当者氏名

次のとおり【広報あこう】・【市ホームページ】・【公用車】・【その他】に広告を掲載したいので、赤穂市有料広告掲載の取扱いに関する要綱第7条の規定により申請します。

1 広報あこう

掲載希望回数	
掲載希望期間	年 月から か月
広告の内容	別添データのとおり
掲載希望サイズ	① 縦46mm×横183mm ②縦46mm×横90mm ③縦46mm×横60mm

2 市ホームページ

リンク先	http://
広告の内容	<input type="checkbox"/> 別添データのとおり <input type="checkbox"/> 未作成の場合は、掲載内容又は広告デザイン案 <div style="border: 1px solid black; height: 30px; width: 100%; margin-top: 5px;"></div>
掲載希望期間	年 月 日から か月

3 公用車

掲載希望期間	年 月 日から か月
広告の内容	別添広告デザイン案のとおり

4 その他市長が広告掲載を認めるもの

掲載希望公共物等	
広告の内容	別添データ及び資料のとおり

※注意

- 1 ホームページ広告の規格は、縦60ピクセル、横100ピクセル、4キロバイト以内でGIF形式に限ります。
- 2 ホームページ及び公用車の広告の掲載期間は1月単位です。
- 3 掲載期間の途中で中止した場合、広告掲載料は返還しません。
- 4 申込内容を変更する場合は、必ず事前に届け出てください。

様式第3号中「【赤穂市ホームページ】」を「【市ホームページ】・【公用車】」に改める。

付 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に改正前の赤穂市有料広告掲載の取扱いに関する要綱の規定により広告掲載の決定をした広告の掲載期間は、なお従前の例による。